

「明細書払い」での払出手続について

2016年1月1日より教育資金贈与信託の払出方法に「明細書払い」が追加されます。

教育資金払出のご請求方法

| | ①領収書による 教育資金払出請求 | ②請求書・振込 依頼書等による 教育資金払出請求 | 今回新しく追加される 払出方法 ③明細書による 教育資金払出請求 |
|------------------|------------------------------|----------------------------------|---|
| 払出請求方法 | WEBでも払出請求が可能です。 専用封筒による郵送 | みずほ信託銀行 本支店窓口 | WEBでも払出請求が可能です。 専用封筒による郵送 |
| 払出請求時の 必要添付書類 | 教育機関に お支払い済みの領収書等 | 教育機関に お支払いされる前の 請求書・振込依頼書等 | 不要 |
| 払出資金の お振込先 | 予めご指定いただいた 口座 | 教育機関の指定口座 | 予めご指定いただいた 口座 |

明細書払いのポイント

明細書だけで
請求できるよう
なったのね



- 1回の支払について1万円以下の場合、領収書等の添付は不要です。ただし、「明細書払い」で払い出せる金額は年間合計24万円以下に限られます。(新規にご契約をされた年は契約月を含めた残月数×2万円が年間上限額となります。同様に信託が終了した年は信託終了月までの月数×2万円が上限額となります)

手軽になった分
もっと
孫を応援して
あげよう



■ 2015年4月に新規契約をした場合のイメージ図

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-------|---------------|----|----|---|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 2015年 | | | | 支払日より1年以内であれば2015年にお支払いいただいた教育資金も請求可能です(2015年4月契約の場合2015年分の年間払出上限額は18万円(9ヵ月×2万円)となります)。 | | | | | | | | |
| 2016年 | 年間払出上限 24万円まで | | | | | | | | | | | |

- 明細書払いでの払出請求をされる場合は、「少額教育資金支払明細書兼払出票」に以下の事項を記載していただく必要があります。

| 支払年月日 (借付設定日以降、かつ請求日 以前1年以内の日付(※1)) | 支払先氏名または名称 (学校名、個人は姓名、法人は法人名) | 支払先住所または所在地 (「支払先が学校等の場合」は「通学定期券の支払の場合」は記入省略可) | 支払先区分 (いずれかにチェック) | 摘要(支払内容) (いずれかにチェック、2.の場合は具体的 内容をご記入ください) | 支払金額(教育資金) (1.明確につき1万円以上(※2)です 金額の前に「千」を付けてください) |
|---|----------------------------------|---|--|---|--|
| ① 年 月 日 | ② 都 道 府 県 | ③ 都 道 府 県 市 区 町 村 | ④ <input type="checkbox"/> 1. 学校等 <input type="checkbox"/> 2. 学校等以外 | ⑤ <input type="checkbox"/> 1. 月謝 <input type="checkbox"/> 2. () | ⑥ 千 円 |
| ② 年 月 日 | 都 道 府 県 | 市 区 町 村 | <input type="checkbox"/> 1. 学校等 <input type="checkbox"/> 2. 学校等以外 | <input type="checkbox"/> 1. 月謝 <input type="checkbox"/> 2. () | 千 円 |
| ③ 年 月 日 | 都 道 府 県 | 市 区 町 村 | <input type="checkbox"/> 1. 学校等 <input type="checkbox"/> 2. 学校等以外 | <input type="checkbox"/> 1. 月謝 <input type="checkbox"/> 2. () | 千 円 |

- ① 支払年月日 —— 教育資金をお支払いいただいた日付
- ② 支払先氏名または名称 —— 教育資金をお支払いいただいた先の名称(学校名など)
- ③ 支払先住所または所在地 —— 教育資金をお支払いいただいた先の所在地
- ④ 支払先区分 —— 「学校等」(小・中・高校など)、「学校等以外」(塾・予備校など)の区分
- ⑤ 適用(支払内容) —— お支払いいただいた教育資金の支払内容
- ⑥ 支払金額(教育資金) —— お支払いいただいた教育資金の金額